



許可番号 第10020009914号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市連島町連島142番地の137
名称 有限会社ナカイチ
代表取締役 中山 一将

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 平成30年 7月 2日

許可の有効年月日 平成32年 5月16日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（破碎、解体・選別、焼却、乾燥）
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

破碎及び解体・選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

焼却

紙くず、木くず、繊維くず（自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。）、動植物性残さ（含水率30%以下で、専焼しない。）

乾燥

汚泥（無機性に限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪3127番1

設置年月日：平成7年5月1日

処理能力：4.9t/日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪3130番、3132番、3133番1、3137番

設置年月日：平成17年5月23日

処理能力：4.5t/日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラ



スくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137

設置年月日：平成 10 年 2 月 27 日

処理能力：4.8 t / 日

産業廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず（自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。）、動植物性残さ（含水率 30%以下で、専焼しない。）

(4) 乾燥施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137

設置年月日：平成 30 年 4 月 15 日

処理能力：5 m³ / 日

産業廃棄物の種類：汚泥（無機性に限る。）

3. 許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

(1) 破砕施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3127 番 1 用地面積：1,179 m²

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3130 番, 3132 番, 3133 番 1, 3137 番
用地面積：1,725 m²

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137, 98 用地面積：216.4 m²

(4) 乾燥施設

設置場所：倉敷市連島町連島 142 番 137, 98 用地面積：35.29 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 5 月 17 日 新規許可

平成 27 年 7 月 7 日 更新許可（許可の有効年月日：平成 32 年 5 月 16 日）

平成 30 年 7 月 2 日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加、中間処理の追加）

5. 規則第 10 条の 9 第 3 項の規定により準用する規則第 10 条の 4 第 5 項による許可証の提出の有無 無